

## 敦賀市学校給食センター建設基本計画策定支援委託業務仕様書

本仕様書は、敦賀市（以下「本市」という。）が発注する「敦賀市学校給食センター建設基本計画策定支援委託業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

### 1 業務名

敦賀市学校給食センター建設基本計画策定支援委託業務

### 2 業務目的

本業務は、令和5年6月に本市が策定した「敦賀市学校給食のあり方に関する敦賀市の方針」に基づき整備する学校給食センター建設基本計画策定業務を総合的に支援することを目的とする。

### 3 業務内容

#### (1) 基本計画策定業務

##### ア) 前提条件の整理

給食を配送する小中学校の配膳室、給食室の現状及び課題整理、提供食数の検討（今後の児童生徒数見込みから提供食数の推移を予測）、関係法令

##### イ) 事業計画地の条件整理

適正規模の設定、立地条件の整理、計画地の敷地条件、法規制の整理、想定される周辺環境への影響の抽出

##### ウ) 施設計画の検討

基本方針（コンセプト）の設定、整備方針の設定、施設機能の検討、施設規模の検討、学校給食衛生管理基準を踏まえた効率的なゾーニングの検討、施設の平面・断面検討、厨房計画（機器、レイアウト）の検討、整備工程案の作成、概算事業費（既存センターの解体費含む）の算定

#### (2) 建設候補地の選定

本市が建設候補地としている敷地に関して、立地条件（法規制、必要面積、インフラ条件、整備コスト等）、配送ルート及び配送時間などを整理、比較検討を行い、建設に適した候補地を選定するための基礎資料を作成する。

#### (3) 事業手法の整理

他自治体が実施した学校給食センターの整備・運営手法について調査し、最適な事業手法について整理する。

#### (4) 打合せ及び打合せ記録簿の作成

#### (5) 業務期間中に別途実施される地元説明会等への出席及び資料、記録の作成

#### (6) その他必要な業務

### 4 業務の留意事項

(1) 施設計画は、敷地及び構造、建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定によるほか、本市が定める工事標準仕様書及び各種設計の基準並びに資料等による。

(2) 必要に応じ監督職員の指示により、計画の段階ごとにその案を提出して監督職員の確認を受けた後で業務を進めるものとする。

(3) 業務担当者は、計画当初より監督職員と綿密な連絡を保ち、連絡内容について遺漏が無いように、万全を期すものとする。

- (4) 本市が保有する本業務に必要な資料についてはこれを受託者に貸与する。
- (5) 成果品の管理及び権利の帰属はすべて本市のものとし、受託者は許可なく公表してはならない。
- (6) 本委託業務の実施に当たり、その全部又は一部の業務を第三者に委託してはならない。ただし、書面で本市の承諾を得た場合には、委託することができるものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。

## 5 成果品

本業務の完了後に提出すべき成果品は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画（案）冊子 3部（A4版、縦型、横書き、左綴じ）
- (2) 基本計画（案）概要版 3部（A4版、横型、横書き）
- (3) 業務報告書（会議資料、議事録）1部
- (4) 上記成果品の電子データ 1式（PDFデータをCD-R等に保存）
- (5) その他市長が必要と認めたもの